

選挙の種類

投票は、衆議院議員総選挙が二票、最高裁判所裁判官国民審査が一票の計三票です。

○衆議院議員総選挙

小選挙区選出議員選挙

(山梨県第二区)

選挙区 都留市、富士吉田市

大月市、東・西八代郡

南・北都留郡

投票方法 候補者一名の氏名を書きます。

比例代表選出議員選挙

(南関東選挙区)

選挙区 山梨県、神奈川県

千葉県

投票方法 届け出されている政党などの名称を書きます。

○最高裁判所裁判官国民審査

審査方法

やめさせた方がよい(罷免)と思う裁判官がいる場合だけ、その裁判官の氏名の上の欄にXを書きます。やめさせなくてもよい(信任)と思う裁判官には、何も書かないでください。

この選挙で投票できる方
日本国民で二十歳以上の方(投票日の翌日に二十歳の誕生日を迎える方まで)

【投票日が六月二十五日の場合】
昭和五十五年六月二十六日以前に出生された方

都留市で投票できる方

【投票日が六月二十五日の場合】

○今年の三月十二日以前から引き続き都留市に住民登録されている方
○今年の三月十三日以後に都留市から転出された方

○今年の二月二十五日から三月十二日の間に都留市から転出し、転出先で選挙人名簿に登録されない方

○今年の二月二十五日から三月十二日の間に都留市から転出し、転出先で選挙人名簿に登録されない方

都留市で投票できない方

【投票日が六月二十五日の場合】

○今年の三月十三日以後に都留市に転入された方(転入前の市区町村で投票)

○今年の二月二十四日以前に都留市から転出された方(転出先の市区町村で投票)

○今年の二月二十五日から三月十二日の間に都留市から転出し、転出先で選挙人名簿に登録された方(転出先の市区町村で投票)

【注意】転出を繰り返すと選挙人名簿に登録されず、投票できない場合があります。

例えば、投票日が六月二十五日

で、A市に住民登録されている方が二月二十一日にB市へ転出し、五月三十日にC市へ転出したとします。A市では転出してから四カ月以上過ぎているため選挙人名簿から抹消されます。B市では三カ月以上住民登録されていましたが、選挙人名簿登録(六月一日)の時には既にB市を転出していたため、B市の選挙人名簿にも登録されません。C市では住民登録が三

カ月に満たないのでC市の選挙人名簿に登録されません。以上、この選挙人名簿にも登録されないため、事実上投票できないことになってしまいます。

不在者投票

投票日当日に、仕事やその他の理由で投票所に行つて投票できない方は、投票日前に不在者投票することが出来ます。

○期間

公示日から投票日前日まで(土、日もできます。)

【投票日が六月二十五日の場合】

六月十三日(火)～二十四日(土)。

ただし、最高裁判所裁判官国民審査は六月十八日(日)～二十四日(土)となります。

○時間

毎日午前8時30分～午後8時

○場所

市役所1階ロビー

今回の選挙から不在者投票所は、市役所1階ロビーに特設した会場となります。

○その他不在者投票のできる場所は、旅行や滞在先など最寄りの市区町村選挙管理委員会(方法については、事前に選挙管理委員会にお問い合わせください。)

・指定を受けた施設や病院(入所または入院されている場合に限ります。)

投票所は市内十八箇所

後日お届けする投票所入場券の表面に投票所が記されています。

※各投票所の略図は下記のとおりです。

【投票日が六月二十五日の場合】

投票所入場券は、六月十五日ごろ、郵便で届きます。

投票日当日に各投票所で投票箱が空であることを確認された方に記念品(ケナフの種の入ったエコボトル)を差し上げます。

※投票を開始する前に最初に来られた選挙人に投票箱が空であることを確認してもらいます。



●第3投票区



●第2投票区



●第1投票区

